

## 📎📎 資産税～お役立ち～新聞 📎📎

📌 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📌

第 28 号(2017 年 12 月)

📌 << - - 子の姓 - - >> 📌

### 📌 [--子の姓はどのように決まるのか--]

子の姓というのは、どのように決まるのでしょうか？その子が婚姻関係にある男女間に生まれた子（嫡出子）である場合には、その子の姓は父母の姓を名乗る事になるのはご存知の通りです。（民法第 790 条）

非嫡出子、つまり婚姻関係にない男女間に生まれた子の姓は、母の姓を名乗る事となります。仮にその父親がその子を認知したとしても、その姓は母親と同じとなるのが原則です。

では父母が離婚した場合の子の姓はどうなるのでしょうか？

父母が離婚した場合、子の姓は離婚による影響を受けません。戸籍上、その子は結婚していた時の筆頭者の戸籍にそのまま残るため、離婚時に名乗っていた姓を名乗る事になります。つまり筆頭者が父親の場合、離婚により旧姓に戻った母親が親権者となり、その母親が子と同居したとしても、原則的にはその子は父親の姓を名乗ることとなります。

### 📌 [--子の姓を変えるには--]

離婚の原因にもよると思いますが、離婚をして、旧姓に戻った母親が親権者となり引き取った我が子の姓が、元夫の姓のままというのは、母親としては嫌なものではないでしょうか。

子の姓を変えるには、先ず家庭裁判所に対し、『子の氏名変更の許可申出』を行い、改姓許可の審判を得た上で市区町村役場に届け出る必要があります。

この申し立ては、子の住所地域の家庭裁判所に対して行います。また、その子が満 15 歳未満である場合には、その法定代理人である父母や後見人等が、その子に代わって改姓の為の手続きを行う事が出来ます。

### 📌 [--改姓の理由--]

子の姓を変更する為の重要な理由としては、次のような例が挙げられます。

■離婚して旧姓に戻った母親が子を引き取る場合

■夫と死別した妻が旧姓に戻った為に子と姓が異なる場合

■父母が養子縁組により他人の養子になった為に子と姓が異なる場合

■養子になった父母の姓に改姓した子の姓が、その後、父母が養親と離縁し旧姓に戻った為に父母の姓と異なる場合

■認知した子を父親が引き取る場合

上記のような理由が無い場合には、『やむを得ない事由』がある旨を主張して家庭裁判所の改姓許可を得る必要があるのですが、そう簡単には認めて貰えないケースが多いようです。

### 📌 [--改姓時に未成年だった子の復姓--]

改姓した当時において未成年（満 20 歳未満）だった子は、成年（満 20 歳）に達した時から 1 年以内に市区町村役場に届出を行う事により、旧姓に戻る事が出来ます。

成年に達した後は、子は自分の意思で名乗る姓を選択できるという訳です。

📌 [終わり] 📌